SOMPO ホールディングス
保険の先へ、挑む。

平成27年10月改定

旧日本興亜損保の火災保険の満期を迎えるお客さまへ

個人用火災総合保険のご案内

ご案内する新商品

改定前

- フルハウス（フルハウスロング）
- マンション・オーナーズ総合保険
- 住宅火災保険
- 住宅総合保険
- 団地保険（平成22年1月販売停止）
- ハッピータウンⅡ

※以下、「前契約商品」といいます。

改定後

個人用火災総合保険

THE すまいの保険

THE 家財の保険

・『THE すまいの保険』とは、「建物」「家財一式」「特定の対象物」を保険の対象とした商品です。
・『THE 家財の保険』とは、賃貸住宅内収容家財一式の契約に借家人賠償責任補償をセットした商品です。
・ハッピータウンⅡなどで賃貸住宅内収容家財一式を保険の対象として借家人賠償責任補償をセットされている場合は、『THE 家財の保険』をご案内しております。

旧日本興亜損保でお取扱いしておりました商品との変更点等の詳細につきましては、『火災保険 商品改定のご案内』で必ずご確認ください。

個人用火災総合保険の5つの特長

『THE すまいの保険』『THE 家財の保険』は、お客さまの生活環境やライフスタイルにあわせて、補償プランを選択することができ、支払保険金の算出方法や、ご契約手続き、保険証券の「わかりやすさ」を追求した商品です。

特長1

前契約商品が住宅火災保険、住宅総合保険、団地保険の方へ

自然災害をはじめワイドな補償が頼もしい！

個人用火災総合保険では、火災をはじめとするさまざまな災害から日常生活の思いもよらないリスクまで、大切な建物・家財を幅広くお守りします。24時間万全の補償で安心をご提供します。

火　災	落　雷	破裂・爆発
風災・雹災・雪災	水　災	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など
漏水などによる水濡れ	騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	盗難による盗取・損傷・汚損
不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）	さらに補償を拡げるオプション（各種特約）	

近年、自然災害の事故が増加しております。
また、水濡れなどの日常のアクシデントが多く発生しています。
この機会にぜひ補償を広げることをご検討ください。

特長 2 いざというときの受取保険金が違う！

評価済保険の導入（建物のみ）

『THE すまいの保険』では、ご契約時に建物の新価の評価を適正に行ったうえで、その範囲内で保険金額を設定し、これを維持します。保険金お支払時には、保険金額を限度に実際の損害額を保険金としてお支払いします。（全焼等により建物を復旧できない場合を除いては、自己負担額が差し引かれます。）これまで以上にお客さまの期待どおりの適正なお支払いをする商品を実現しました。

事故の種類を問わず、「損害額 − 自己負担額※1 ＝ 損害保険金」（実損払）に統一※2

従来は、事故の種類や損害の程度によっては補償がされなかったり、受取保険金が少なくなったりすることがありました。個人用火災総合保険では、保険金額を限度に損害額から自己負担額※1を差し引いた額を全額お支払いすることで、こうしたわかりにくさを解消しました。

改定前

<すべての商品※3>

◇風災・雹災・雪災の事故の場合

損害額が20万円以上の場合にお支払いします。※4

<フルハウス（フルハウスロング）、マンション・オーナーズ総合保険、ハッピータウンⅡ>

◇不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）の場合

建物と家財で自己負担額が違いました。

例）建物:損害額−自己負担額1万円
　　家財:損害額−自己負担額3千円

<住宅総合保険>

◇水災の事故の場合

損害の程度によって、お支払いできる損害額が3段階に分かれていました。

改定後

THE すまいの保険
THE 家財の保険

事故の種類を問わず、「損害額−自己負担額※1」をお支払いします。※2

0円※5　1万円　3万円　5万円　10万円
からお選びいただけます。

※1 保険の対象が建物の場合、全焼等により建物を復旧できないときなどには自己負担額は差し引かれません。
※2 水災支払方法縮小特約をセットされた場合は、水災の事故について、お支払いする損害保険金の算出方法が異なります。
※3 団地保険は除きます。
※4 風・雹・雪災の定額免責設定特約をセットした契約の場合、損害額が20万円未満の場合もお支払いします。
※5 自己負担額0円を選択した場合でも不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）の自己負担額は、1万円となります。

臨時費用保険金・残存物取片づけ費用保険金の補償内容の変更

改定前

<すべての商品>

臨時費用保険金・残存物取片づけ費用保険金

お支払い対象となる事故が火災、落雷、破裂・爆発、風・雹・雪災、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突、水濡れの事故に限定されていました。

改定後

THE すまいの保険　THE 家財の保険

臨時費用保険金（臨時費用保険金の補償を選択している場合のみ）

選択いただいた補償のすべての事故で、損害保険金が支払われる場合にお支払いします。

（注）ご希望により、お支払い対象となる事故を火災、落雷、破裂・爆発のみに限定することもできます。

残存物取片づけ費用保険金

選択いただいた補償のすべての事故で、損害保険金が支払われる場合に、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用をお支払いします。

特長 3 便利でお得なお手続き！個人用火災総合保険は後払型の商品です！

ご契約手続きはカンタン！

保険料（分割払の場合は初回保険料）は、保険期間の初日の属する月の翌月に口座振替によりお支払いいただきます。

したがって、ご契約時に現金をご用意いただく必要はありません（キャッシュレス）。

なお、その他にも後日、郵便局やコンビニエンスストアを通じて払込票により保険料をお支払いいただく方法もあります。

（注）団体扱契約、集団扱契約などは上記と保険料のお支払方法が異なります。

保険料のご負担を軽くする割引制度があります！

さらに　2〜5年の整数年の保険期間の分割払でご契約いただくと・・・

- 保険料の割引があります。（地震保険は本割引の対象外です。）
- 一度にまとまったお金を用意する必要がありません。
- 毎年の更新手続きが不要です。

特長 4　補償内容がひと目でわかる！「保険のとりせつ」

○×表示で補償内容がひと目でわかる証券と約款※を一体化した「とりせつ(取扱説明書)」をご用意しています！

THE すまいの保険

- 証券、証券解説、約款※を一冊のガイドブックとしてお届けいたします。
- お客さまのご契約内容が○×表示でひと目で確認できます。
- 「約款は字が細かくて分量も多いため読む気がしない」という声にお応えするため、お客さまが加入した補償内容だけに絞って印刷した「オンデマンド約款※」としました。

※ Web約款(「約款」の送付を省略するペーパーレスの方式)をご選択いただいた場合は、約款を損保ジャパン日本興亜の公式ウェブサイト上でご確認いただけます。

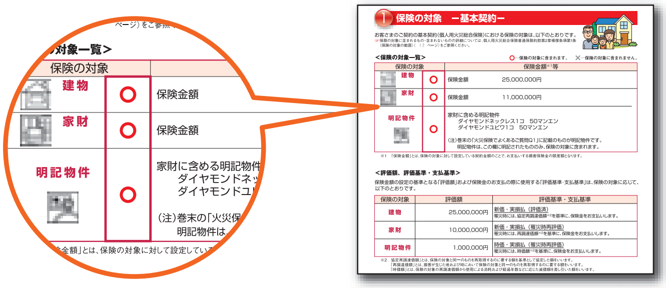

特長 5　前契約商品が住宅火災保険、住宅総合保険、団地保険の方へ
充実のサービスをすべてのプランで無料付帯！「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」

個人用火災総合保険にご加入いただくと無料で使えます！

日常生活やお住まいのトラブル等でお困りの際に、専門業者を手配しての応急処置や、お電話でのご相談等に対応するサービスです。詳細につきましては、ご契約のしおり、ご契約後に送付される「とりせつ(取扱説明書)」記載の『すまいとくらしのアシスタントダイヤル』サービス利用規約をご参照ください。

サービス一覧

水まわりのトラブル
応急サービス

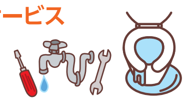

かぎのトラブル
応急サービス

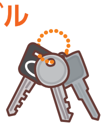

防犯機能アップ
応援サービス

健康・医療相談
サービス

介護関連相談
サービス

住宅相談サービス
(原則予約制)

法律相談サービス
(原則予約制)

税務相談サービス
(原則予約制)

※ 総括契約に関する特約がセットされた契約の場合は、サービスの対象外となります。

サービス概要

サービス名	概　要	サービスの受付時間
水まわりのトラブル応急サービス	居住建物内(専有・占有部分)の水まわりトラブル時に、水漏れを止めるための応急処置を無料で行います。	24時間 365日受付
かぎのトラブル応急サービス	居住建物内(専有・占有部分*)の玄関かぎ紛失時など、一般的な住宅かぎの開錠・破錠を無料で行います。 ＊専有・占有部分には、分譲マンション等の各戸室の玄関ドアを含みます。	
防犯機能アップ応援サービス	すまいの防犯機能アップに役立つ、ピッキングに強い錠や、防犯センサーなどの設置業者をご紹介します。	
住宅相談サービス(原則予約制)	すまいの維持管理やリフォームなど、すまいに関するさまざまなご相談に対して電話でお応えします。	平日 午前10時～午後5時 ※ 土・日・祝日、12/31～1/3を除きます。
法律相談サービス(原則予約制)	さまざまな法律相談に対して、弁護士が電話で適切なアドバイスを行います。 ※ 弁護士に正式に委託される場合の費用は、お客さまのご負担となります。	
税務相談サービス(原則予約制)	さまざまな税務のご相談に対して、税理士が電話で適切なアドバイスを行います。 ※ 税理士に正式に依頼される場合の費用は、お客さまのご負担となります。	
健康・医療相談サービス	次のような健康・医療に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。 ●カウンセラー(保健師、看護師など)による日常生活での健康相談 ●医師による医療相談 ●臨床心理士によるメンタルヘルスの相談(注) ●医療機関情報などの提供	24時間 365日受付 (注)メンタルヘルス相談サービスの利用時間は以下のとおりとなります。 平日:午前９時半 ～ 午後7時 土曜:午前11時 ～ 午後６時 (日曜・祝日、12/29～1/4は除きます。)
介護関連相談サービス	介護に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。実際に介護サービスを受けたい方に対し、サービス提供業者のお取次ぎをします。	

※ 提携業者によるサービス提供であり、交通事情や気象状況等により、サービスの着手にお時間がかかる場合またはサービスをご提供できない場合があります。

事故の再発に対する備えを充実させたい方へ

事故再発防止等費用特約のおすすめ

火災、落雷、破裂または爆発の事故または盗難※1の事故により損害保険金※2をお支払いする場合、再発防止策として「事故再発防止メニュー」をお選びいただける特約です。この特約により、損害保険金によって損害を復旧するだけではなく、事故の再発に備えることができます。また、専用デスクが「事故再発防止メニュー」の手配から費用のお支払いまで行い、事故の再発防止をサポートします。

※1 通貨・小切手、預貯金証書等のみの盗難は含みません。
※2 火災、落雷、破裂・爆発または盗難の事故による営業用什(じゅう)器・備品等損害特約および商品・製品等損害特約の保険金を含みます。
(これらの特約がセットされている場合にかぎります。)
(注)保険金額:1回の事故につき、20万円を限度とします。

セットできるプラン
ベーシック(Ⅰ型) ベーシック(Ⅰ型)水災なし ベーシック(Ⅱ型) ベーシック(Ⅱ型)水災なし

Point!
事故の再発防止に向け、「事故再発防止メニュー」をご利用いただけます!

Point!
専用デスクが「事故再発防止メニュー」の手配から費用のお支払いまで対応します!

例えば…

盗難の事故の再発防止のために、「防犯ガラス・フィルム」を設置します!

盗難の事故に遭われたお客さまに、盗難防止を目的とした防犯ガラスまたは防犯フィルムの設置を行います。

地震火災の補償をさらに充実させたい方へ

地震火災特約(地震火災30プラン・地震火災50プラン)のおすすめ

地震火災特約をセットすることで、地震・噴火またはこれらによる津波(以下、地震等といいます。)を原因とする火災で、建物が半焼以上、または保険の対象の家財が全焼した場合は、地震保険、主契約の地震火災費用とあわせて、地震火災50プランでは最大で火災保険金額の100%、地震火災30プランでは最大で火災保険金額の80%まで補償します。
ただし、地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合は、地震火災特約のお支払いの対象外となりますので、ご注意ください。

(注1)保険期間5年以下の整数年の契約にセットできます。
(注2)地震保険を限度額までご契約の場合のみお選びいただけます。
(注3)臨時費用保険金なしを選択された場合、この特約はセットできません。
(注4)ご契約プランによってはこの特約をセットできない場合があります。詳細は取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

地震等による火災の補償をさらに充実!

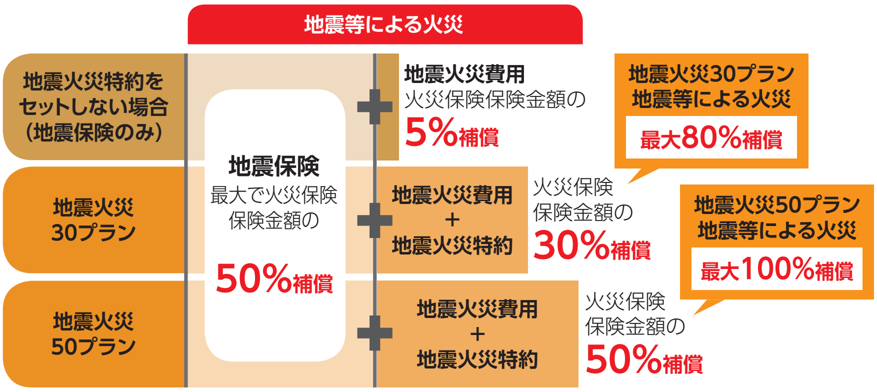

●「THE すまいの保険」は、「個人用火災総合保険」のペットネームです。
●「THE 家財の保険」は、賃貸住宅内収容家財一式を対象とした契約に借家人賠償責任補償をセットした「個人用火災総合保険(賃貸住宅内収容家財)」のペットネームです。
●このチラシは「THE すまいの保険」「THE 家財の保険」と表紙に記載の前契約商品(フルハウスなど)の相違点の概要を説明したものです。「THE すまいの保険」「THE 家財の保険」の詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」またはパンフレットをご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

SOMPO ホールディングス
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL.03-3349-3111
〈公式ウェブサイト〉 http://www.sjnk.co.jp/

お問い合わせ先

(SJNK15-50219 2015.7.13)(15060611) 500562 -0200